

令和3年度

青森県交通安全県民運動 実施要綱集 (3)



秋 9月30日(木)は「交通事故死ゼロを目指す日」です
の全国交通安全運動

令和3年9月21日(火)～9月30日(木)

内閣府



令和3年秋の全国交通安全運動ポスター

青森県交通安全対策ホームページ

https://www.pref.aomori.lg.jp/life/bosai/koutu_anzen.html

青森県 交通安全



青森県交通安全シンボルマーク

青森県交通対策協議会



令和3年度青森県交通安全県民運動実施要綱集（3）

* * * * * 目 次 * * * * *

令和3年秋の全国交通安全運動青森県実施要綱
・・・・・・・・・・P1～P3

令和3年いきいきシルバー交通安全強調月間実施要綱
・・・・・・・・・・P4

令和3年冬の交通安全県民運動実施要綱
・・・・・・・・・・P5～P6

敬老の日には「反射材」を贈ろうキャンペーン2021
・・・・・・・・・・P7



※下記については、別に定める。

- 〈令和3年度青森県交通安全県民運動実施要綱集（1）〉
 - 令和3年度青森県交通安全県民運動推進要綱
 - 令和3年度シートベルト・チャイルドシート着用促進運動実施要綱
 - 令和3年度反射材用品着用促進運動実施要綱
 - 令和3年度自転車事故防止運動実施要綱
 - 令和3年度踏切事故防止運動実施要綱

- 〈令和3年度青森県交通安全県民運動実施要綱集（2）〉
 - 令和3年春の全国交通安全運動青森県実施要綱
 - 令和3年夏の交通安全県民運動実施要綱

令和3年 秋の全国交通安全運動青森県実施要綱

目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする

期間

- 1 9月21日(火)から9月30日(木)まで(10日間)
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日(木)

運動重点

- 1 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 2 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上
- 3 自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底
- 4 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

運動の進め方

運動を効果的に推進するため、関係機関・団体は、相互に連絡協調を図り、それぞれの業務分野に応じた、効果的な実践活動の推進を図る。

市町村は、交通安全対策協議会等の構成機関・団体と十分協議して、地域の交通実態に応じた、住民参加型の交通安全運動を積極的に推進する。

なお、本運動の実施に当たっては、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う住民の交通行動の変化等を注視しつつ、住民の命と健康を守ることを第一に、地域の実情に応じた運動を展開し、交通安全意識の高揚に努めるものとする。



秋の全国交通安全運動

令和3年9月21日(火)～9月30日(木)



内閣府

秋の全国交通安全運動

令和3年 9月21日(火)～30日(木)まで

みんなで守って！歩行者の安全を確保しよう。

みんなで守って事故ゼロにしよう

子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

歩行者も交通ルールを守るよ！

歩行者が横断中の交通事故が多発しています。交差点では信号を守るとともに、横断歩道でも走行車両がないことを確認してから渡りましょう。

スムーズ横断歩道の設置

道路を盛り上げることで、車の速度を抑える効果があり、運転者に注意を促す効果があります。また、横断歩道を歩道と同じ高さにするので、渡りやすくなります。

夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上

夕暮れ時は早めのライト点灯

秋になると、日没時間が早まり夕暮れ時や夜間の交通事故が多発する傾向にあります。反射材を活用するとともに、自動車や自転車の早目のライト点灯を心掛けましょう。

横断歩道は歩行者優先

横断歩道は歩行者優先で、運転者には横断歩道手前での減速義務や停止義務があります。歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転しましょう。

自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底

自転車にも交通ルールがあります～自転車安全利用五則を守りましょう～

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を進行する
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを進行する
- ④ 安全ルールを守る
- ⑤ 子供はヘルメットを着用する

スマートフォン・イヤホン禁止

飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

「飲酒運転を絶対にしない、させない」「あり運転」はやめましょう

飲酒運転やあり運転(坊間運転)は、極めて悪質・危険な行為です。「飲酒運転を絶対にしない、させない」という強い気持ちを持つとともに、運転する時は「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転を心掛けましょう。

9月30日(木)は「交通事故死ゼロを目指す日」です

内閣府

運動重点に関する主な推進事項

以下のとおり各重点に掲げる項目を中心に、参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発活動、街頭での交通安全指導や保護・誘導活動を実施する。

1 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

- (1) 歩行者の交通ルール遵守の徹底
歩行者に対し、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従う等の基本的な交通ルールの周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周りに気をつけること等を促す呼び掛けの強化
- (2) 歩行中の子供と高齢者の安全の確保
 - ア 歩行中児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）、高齢歩行者の死亡事故の特徴（車両等の直前直後横断等の法令違反が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の実施
 - イ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児・児童への教育の推進
 - ウ 通学路、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
 - エ 高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化を理解し、安全な交通行動を実践するための参加・体験・実践型の交通安全教育の推進
 - オ 「ゾーン30」等による低速度規制と「スムーズ横断歩道」を始めとする物理的デバイス等の適切な組合せによる生活道路対策の推進

2 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上

- (1) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
 - ア 夕暮れ時と夜間における交通死亡事故の特徴（日没後1時間の死亡事故が多いなど）を踏まえた交通安全教育等の実施
 - イ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進（再掲）
 - ウ 夕暮れ時における自動車・自転車前照灯の早めの点灯の励行
 - エ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの使用の励行
 - オ 自動車運送事業者による、従業員に対する夕暮れ時と夜間の運転時の注意喚起
- (2) 運転者の歩行者等への保護意識の向上
 - ア 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行する交通マナーの呼び掛け
 - イ 横断歩道等での歩行者等がないことが明らかな場合を除き直前で停止可能な速度で進行する義務と横断歩道等における歩行者等の優先義務等の遵守による歩行者等の保護の徹底
 - ウ 運転者に対し、歩行者等の保護の徹底を始め、安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進
 - エ 運転中のスマートフォン等の使用等の危険性についての広報啓発
- (3) 高齢運転者の交通事故防止
 - ア 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰え）が運転に及ぼす影響等の交通安全教育及び広報啓発
 - イ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発

- ウ 身体機能の変化等により安全な運転に不安のある運転者等に対する運転適性相談窓口の積極的な周知及び利用促進と、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進
- (4) 後部座席を含めた全てのシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
 - ア 全ての座席におけるシートベルトの着用とチャイルドシートの使用義務の周知徹底及びその必要性・効果に関する理解の促進
 - イ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート本体の確実な取付け方法及びハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法の周知徹底
 - ウ 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者に対し、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の強化

3 自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底

- (1) 自転車利用者自身の安全確保
 - ア 幼児・児童のヘルメット着用の徹底と、全ての年齢層の自転車利用者に対するヘルメット着用の推奨
 - イ 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用と、幼児二人同乗用自転車について、乗車・降車時の転倒等の具体的な危険性の周知や安全利用に関する広報啓発の推進
 - ウ 自転車の安全を確保するための定期的な点検整備の促進
 - エ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入促進
- (2) 自転車の交通ルール遵守と交通マナー実践の徹底
 - ア 原則として車道通行、車道は左側通行、歩道は車道寄りを徐行など「自転車安全利用五則」に定める通行ルールや自転車通行空間が整備された箇所における通行ルールの周知と遵守の徹底
 - イ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、二人乗り、並進、飲酒運転の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底
 - ウ 傘差し等の片手運転、イヤホンやスマートフォン等使用時の危険性の周知徹底
- (3) 業務運転中の自転車の安全利用
自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するための関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛けや自転車配達員への街頭における指導啓発、飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等の推進

4 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

- (1) 飲酒運転等の根絶
 - ア 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等を通じた、地域、職域等における「飲酒運転等を絶対にしない、させない」という規範意識の確立
 - イ 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進
 - ウ 運転者の点呼時におけるアルコール検知器の使用促進や業務に使用する自動車の使用者等の義務に関する指導の徹底
- (2) 妨害運転の防止
 - ア 妨害運転の悪質性・危険性の周知と罰則についての広報啓発
 - イ 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

目的

この時期は日没が早く、夕暮れ時から夜間にかけて高齢者の交通事故が多発する傾向にあることから、夜間の交通事故防止に効果の高い反射材用品の着用を推進するとともに、高齢運転者の交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

期間

11月1日（月）から11月30日（火）までの1か月間

重点

- 1 高齢歩行者の安全の確保
- 2 高齢運転者の交通事故防止
- 3 高齢者の交通安全に関する県民の意識啓発

重点に関する主な推進項目

1 高齢歩行者の安全の確保

- (1) 歩行者の交通ルール遵守の徹底
 - ア 歩行者に対し、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従う等の基本的な交通ルールの周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周りに気を付けること等を促す呼び掛けの強化
 - イ 高齢歩行者の死亡事故の特徴（車両等の直前直後横断等の法令違反が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の実施
- (2) 歩行者の安全の確保
 - ア 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進
 - イ 歩行者保護意識の徹底を図るための運転者に対する交通安全教育や広報啓発の推進
 - ウ 高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化を理解し、安全な交通行動を実践するための参加・体験・実践型の交通安全教育の推進

2 高齢運転者の交通事故防止

- (1) 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰え）が運転に及ぼす影響などの交通安全教育及び広報啓発
- (2) 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発
- (3) 身体機能の変化等により安全な運転に不安のある運転者等に対する運転適性相談窓口の積極的な周知及び利用促進と、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進

3 高齢者の交通安全に関する県民の意識啓発

- (1) 各種広報媒体を活用した意識啓発の実施内容
 - ア 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進(再掲)
 - イ 全ての座席におけるシートベルトの着用義務の周知徹底と正しい着用の必要性、効果に関する理解の促進
- (2) 自動車運転者等に対する実施内容
 - ア 横断歩道における歩行者優先の徹底と、シルバーゾーンや高齢者が多く通行する場所における減速・徐行など、高齢者等に対する思いやりのある運転の促進
 - イ 夕暮れ時における自動車・自転車前照灯の早め点灯の励行
 - ウ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの使用の励行
 - エ 「高齢運転者標識(高齢者マーク)」を付けた自動車に対する保護義務の周知徹底
 - オ 農耕作業用自動車運転時における交通ルール遵守の徹底

目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

期間

12月11日（土）から12月20日（月）まで（10日間）

運動重点

- 1 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 2 高齢運転者等の交通事故防止
- 3 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- 4 冬道の安全運転の推進

運動の進め方

運動を効果的に推進するため、関係機関・団体は、相互に連絡協調を図り、それぞれの業務分野に応じた、効果的な実践活動の推進を図る。

市町村は、交通安全対策協議会等の構成機関・団体と十分協議して、地域の交通実態に応じた、住民参加型の交通安全運動を積極的に推進する。

なお、本運動の実施に当たっては、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う住民の交通行動の変化等を注視しつつ、住民の命と健康を守ることを第一に、地域の実情に応じた運動を展開し、交通安全意識の高揚に努めるものとする。

運動重点に関する主な推進事項

以下のとおり各重点に掲げる項目を中心に、参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発活動、街頭での交通安全指導や保護・誘導活動を実施する。

1 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

- (1) 歩行者の交通ルール遵守の徹底
歩行者に対し、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従う等の基本的な交通ルールの周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周りに気を付けること等を促す呼び掛けの強化
- (2) 歩行中の子供と高齢者の安全の確保
ア 歩行中児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）、高齢歩行者の死亡事故の特徴（車両等の直前直後横断等の法令違反が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の実施
イ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児・児童への教育の推進

- ウ 通学路、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- エ 高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化を理解し、安全な交通行動を実践するための参加・体験・実践型の交通安全教育の推進
- オ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進

2 高齢運転者等の交通事故防止

- (1) 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰え）が運転に及ぼす影響等の交通安全教育及び広報啓発
- (2) 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発
- (3) 身体機能の変化等により安全な運転に不安のある運転者等に対する運転適性相談窓口の積極的な周知及び利用促進と、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進
- (4) 全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
 - ア 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの着用義務の周知徹底と正しい着用の必要性・効果に関する理解の促進
 - イ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート本体の確実な取付け方法及びハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法の周知徹底
 - ウ 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者に対し、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の強化

3 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

- (1) 飲酒運転等の根絶
 - ア 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等を通じた、地域、職域等における「飲酒運転等を絶対にしない、させない」という規範意識の確立
 - イ 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進
 - ウ 運転者の点呼時におけるアルコール検知器の使用促進や業務に使用する自動車の使用者等の義務に関する指導の徹底
- (2) 妨害運転の防止
 - ア 妨害運転の悪質性・危険性の周知と罰則についての広報啓発
 - イ 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

4 冬道の安全運転の推進

- (1) 各種広報媒体等を通じた、冬道の特性、スタッドレスタイヤの特性、安全運転技術等の広報の推進
- (2) 運転者、安全運転管理者、運行管理者等を対象とした各種講習会を実施して冬道における交通事故防止の徹底
- (3) 道路管理者における、除雪や安全施設の整備点検及び冬道の道路交通の安全確保の促進

～敬老の日には「反射材」を贈ろうキャンペーン2021～

1 趣旨

青森県内では、交通事故死者の約半数を高齢者が占め、なかでも、夜間歩行中の交通死亡事故が多く発生しています。そこで、夜間歩行中の交通事故防止に効果が高い反射材の着用を促進する「青森県反射材大作戦」の一環として、敬老の日（9月の第3月曜日）の贈り物として反射材を選んでもらうことで、高齢者の反射材着用を促すとともに、キャンペーンを契機に、幅広い世代への反射材普及啓発につなげるため、“敬老の日には「反射材」を贈ろうキャンペーン 2021”を実施します。

2 実施期間

令和3年9月1日（水）～9月30日（木）の1か月間

3 取組内容

●家庭・職場等

家族団らんの場や、朝会・研修の場などで、高齢者の交通事故、夜間の交通事故が多いことや、反射材の効果・必要性などについて話し合い、高齢者を交通事故から守るため、敬老の日の贈り物として反射材を贈ることを提案してみましょう。

●関係機関・団体及び市町村等

- ・広報誌やホームページなど、各種広報媒体を活用したキャンペーンの周知活動
- ・キャンペーンの広報のための、広報物の作成、配布、掲示など
- ・街頭活動や各種交通安全活動の場を利用した、県民に対するキャンペーンの周知
- ・反射材付きのウェアや靴、帽子、手袋など、様々な反射材用品があることの周知

●企業等

- ・積極的な反射材用品の販売
(キーホルダー等のほか、反射材付きのウェアや靴、帽子、手袋など、多様な反射材用品の販売)
- ・店舗等への「反射材PRコーナー」の設置
(例：反射材用品の展示、販売、反射材PRポップ、ポスター等の掲示)
- ・イベント等での反射材の配布、反射材をPRするチラシ等の配布
- ・キャンペーンに協賛した販売促進物への反射材用品の採用、CMの提供等



青森県交通対策協議会関係機関・団体

青森県	青森県自動車販売店交通安全対策推進協議会
青森県議会	自動車安全運転センター青森県事務所
青森県教育委員会	(一社)青森県指定自動車教習所協会
青森県警察本部	(一社)日本二輪車普及安全協会 青森県二輪車普及安全協会
(一財)青森県交通安全協会	損害保険料率算出機構青森自賠責損害調査事務所
青森行政監視・行政相談センター	青森県自転車軽自動車商業協同組合
青森地方検察庁	東日本高速道路(株)東北支社青森管理事務所
青森地方法務局	青森県道路公社
青森労働局	(一社)全国道路標識・標示業協会東北支部青森県協会
東北地方整備局青森河川国道事務所	東日本旅客鉄道(株)
東北運輸局青森運輸支局	弘南鉄道(株)
(独)自動車事故対策機構青森支所	津軽鉄道(株)
軽自動車検査協会青森事務所	八戸臨海鉄道(株)
陸上自衛隊第9師団	青い森鉄道(株)
青森県市長会	青森県PTA連合会
青森県町村会	青森県高等学校PTA連合会
青森県交通安全母の会連合会	(社福)青森県社会福祉協議会
(一社)青森県安全運転管理者協会	青森県地域婦人団体連合会
青森県安全運転管理事業主会	(公財)青森県老人クラブ連合会
青森県高速道路交通安全協議会	(公社)青森県医師会
(一社)青森県自動車団体連合会	(一社)青森県建設業協会
(一社)青森県自動車会議所	(株)東奥日報社
(一社)青森県自動車協会	(株)デーリー東北新聞社
(公社)青森県バス協会	(株)陸奥新報社
(公社)青森県トラック協会	青森放送(株)
(一社)青森県自動車整備振興会	(株)青森テレビ
青森県軽自動車協会	青森朝日放送(株)
(一社)青森県タクシー協会	(株)エフエム青森

- 4/6 ~ 4/15 … 春の全国交通安全運動
- 7/21 ~ 7/31 … 夏の交通安全県民運動
- 9/21 ~ 9/30 … 秋の全国交通安全運動
- 11/1 ~ 11/30 … いきいきシルバー交通安全強調月間
- 12/11 ~ 12/20 … 冬の交通安全県民運動
- 4/10、9/30 … 交通事故死ゼロを目指す日
- 毎月1日 … 県民交通安全の日
- 毎月15日 … 高齢者交通安全の日

